

決議文

私達は、民主党が、衆議院議員小沢一郎君に対して政治倫理審査会への出席を求めることに制度上正当性が無く、議会民主政治に反するものであり断固反対する。

以下その理由を述べる。

- 一、 衆議院議員小沢一郎君は、いわれなき嫌疑をかけられて以来、検察の取り調べに応じ、また毎週の記者会見で説明するなど、政治倫理綱領にもとづき、みずから真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めてきた。
- 一、 事件は捜査当局による長期間にわたる捜査の結果、「2度、不起訴」となったが、検察審査会の起訴議決を受け、議決無効の訴訟を行うなどすでに司法の場へその判断が委ねられている。そのような案件について、審査や調査を行うことは、裁判に影響が出ることであり、政治倫理審査会制度上行うべきではない。
- 一、 先の臨時国会において、国会運営の現場では野党との協議の結果「国民に説明できるよう環境整備に努める」との文書を交わし補正予算の日程を合意したにもかかわらず、現場の実態を知らない岡田幹事長の言動によってその合意が反故にされ国会運営が混乱した。それを鑑みれば、今、民主党が強制的に小沢一郎君の政治倫理審査会招致を決定することがかえって国会運営の混乱を招くことは容易に想像できる。
- 一、 茨城県議会議員選挙の結果や、内閣支持率の低下は小沢一郎君のいわゆる政治とカネの問題ではなく、菅内閣の様々な失政や閣僚の失言によるものであることは、各議員に寄せられる声や、世論調査の結果などで明確である。小沢一郎君の国会招致問題を政権の延命や国会対策に利用すべきではない。

今、民主党執行部、特に岡田幹事長がすべきことは、民主党政権がはじめて本格的に編成する来年度予算及び税制改正に政府与党一丸となって取り組めるよう、党内の結束を図ることであり、野党やマスコミの挑発に乗って党内に混乱を招く暴挙を私達は断じて許すことはできない。猛省を促すものである。

以上決議する。

平成 22 年 12 月 13 日

民主党 政治倫理審査会についての勉強会有志一同

代表 衆議院運営委員会筆頭理事 松野 頼久
参議院予算委員会筆頭理事 森 ゆうこ